

三和銀行の成立過程

－資産評価と瑕疵担保責任－

加藤 健太

東京大学大学院経済学研究科 COE 特任研究員

目次

- 1 課題と視角
- 2 金融恐慌以降の三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行
- 3 合同過程
 - 3-1 資産の引継と評価：大口貸出の問題
 - 3-2 資金の社外流出入と補償額の設定
 - 3-3 余剰資産の信託譲渡とその補償
- 4 結語

三和銀行の成立過程

－資産評価と瑕疵担保責任－

加藤 健太

1 課題と視角

1933年12月9日、阪神地方を主たる活動基盤とする、三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行の3行合同が実現して三和銀行が成立した。設立時点で、資本金1億720万円(払込資本金7220万円)、預金9億8500万円、貸出金5億2800万円、本店を大阪市東区に置き、支店と出張所を合わせると274店舗を数える巨大銀行の誕生であった¹。こうした規模の大きさだけでなく、この合併は、「其方法従来ノモノト著シク選ヲ異ニシ本来堅實ナリシ三行ノ資産中ヨリ特ニ優良資産ヲ選擇醸出シ新銀行ヲ設立スルモノナルカ、更ニ堅實ヲ期スル爲メ残餘資産ヲ以テ引継後五ヶ年間引継資産ノ瑕疵ニ付補償スルモノニシテ、カク新銀行ハ強固ナル基礎ノ上ニ立チ将来愈々隆盛ニ赴クヘキハ疑ヲ容レサル所ナリ²」と強調されたように、新銀行の発足に際し、財務状態に強く配慮した措置が講じられた。本稿は、三和銀行の成立過程を、財務面の健全性確保を企図した資産の査定・引継と大株主の責任負担に焦点を合わせて検討し、銀行合同史に一つの知見を付与することを課題とする。

周知のように、金融史の領域では、銀行合同に関して少なからぬ研究が蓄積されてきている³。後藤新一[1991]は、近現代日本の銀行発達史を政府による銀行合同推奨政策という視点から捉え、戦前期日本の金融構造の二重性から「地方的合同」と「一県一行主義」を導き出し、1928年1月の銀行法施行を契機とする政策当局主導の銀行合同過程とその特徴を検討するとともに、沖縄を除く46都道府県別の銀行合同の展開を網羅的に描いた⁴。白鳥圭志[2000]は、戦間期の銀行合同政策を検討し、「政党による地域利害の媒介を軸とする、金融の地域性及び地域間・銀行間の階層間格差を踏まえた利害調整の基盤の上に、(中略)金融の重層性を強く反映しつつ、特に金融恐慌以後「地方分権的性格」を強く帯びる形で合同政策が展開された」と結論づけた⁵。また、岡崎哲二・澤田充[2003]は、20年代末以降の銀行統合が、機関銀行関係の解消や預金吸収力の向上を通じて、金融システムの安定化に寄与したことを明らかにした⁶。

以上のように、戦前期の銀行合併については、かなり多面的な分析が試みられている。さらに、特定の地域や個別銀行を対象にした研究では、合併交渉の詳細なプロセス、合同銀行の組合せ⇨合同参加行の決定とその要因、銀行、銀行内部の経営陣と出資者あるいは政策主体(大蔵省、日銀、地方自治体)といった利害関係者間の対立と協調などに焦点が当てられる。たとえば、白鳥圭志[1999]は、岩手県の銀行合同を取り上げて、昭和恐慌を契機に進んだ金融当局主導の銀行合同が、党派的・名望家的銀行経営者の排除と「合理的」な経営者への転換を促したことを強調し⁷、迎由理男[2001]は、福岡県を題材に、都市銀行との利害不一致による地方銀行の全県的合意計画の挫折を追跡し⁸、政策史的観点から東北地方の銀行合同を分析した岩間剛城[2001・2002]は、大蔵省の対応がケースによって異なること、

銀行合同が政策的な意図だけでなく、株主の利害を反映しながら展開されたことを明らかにしている⁹。しかしながら、都市銀行の一角を占める三和銀行については、大規模な合同であったにもかかわらず、必ずしも十分な考察が加えられていない。前出の後藤新一[1991]は野村銀行を含む4行の合併交渉を、山口銀行の逡巡と野村の合併拒否の理由を中心に論じたが、合併評価の記述は三和銀行[1974]の記述を直接引用するに止まっている¹⁰。三島康雄[1984]は、山口銀行を対象に、その株式会社化、支店網の形成、専門経営者(佐々木駒之助)の役割、そして、岩井商店との関係を検討し、合併に至る背景を追跡した。しかし、三和銀行の成立に関しては、日銀大阪支店による斡旋と山口家の対応に興味深い記述が見られるもの¹¹、次に述べる3行合同の特徴には十分な考察を加えていない。

冒頭で触れたとおり、三和銀行の成立に関して注目すべきは、この合併が「優良資産だけを新銀行に持ち寄り、さらにその引継資産のなかから損失が生じた場合は余剰資産を整理してこの損失を埋める」という「画期的な方法」で行われ、かつ「その後の銀行合併の前例となった」と言われた点にある¹²。合同に当たって資産評価を厳格化することは、同時代的にも意識されていた。大蔵省は1927年9月23日「合同勸奨の通牒」の中で、「合同の際不良資産の整理を為さしめ以て金融機関の整備充実を期せしむる事は最も緊切の儀と存ぜられ、政府に於ても此際一層積極的に之が奨励斡旋に努むることとし(中略)尚従来稍もすれば合同の機会に於て不良資産を十分消却整理せざりし為め後日に累を貽し、合同後の成績思はしからざる実例も有之様見受けられ、右は甚だ遺憾の儀なるも銀行の合同は資産の整理にも好機会を与ふるものなるに付、合同の際はその形式方法如何に不拘各参加銀行の資産の整理を嚴重に行はしむる様致度¹³」(下線=引用者)と述べていた。さらに、同省は30年6月に、(1)被合併銀行の合併条件はその資産評価額より一定比率を切り下げたる点を基準として取極める、(2)上記の差額を以て合併後発見された損失を補填するための保証金となし、一定期間後を発見せざるときはこれを旧株主に返済する、といった内容の「銀行合同の新方針」を発表した¹⁴。ただし、金融恐慌・昭和恐慌を背景として、政府主導の下に経営状態を悪化させた銀行を救済する、という形の銀行合同が進められる中で、新銀行の健全性に主眼を置いて合併が実現したケースは必ずしも多くなかったのである¹⁵。銀行合併と不良債権処理との関係については、杉山和雄[2000]、神山恒雄[2001]が検証しているが、いずれも合同前に不良債権の処理を適切に実施することができず、新銀行が多額の不良資産を抱える形で発足したため、合併後に経営不振に見舞われたとしている¹⁶。

ところで、三和銀行の事例でしばしば引用される、『三和銀行の歴史』がその根拠として提示するのは、「合併要綱(要旨)」であり¹⁷、『三和銀行史』にも、「協議事項の最も重要な点は、いうまでもなく引継資産の検討であった」¹⁸との記述があるにもかかわらず、実際に、新銀行の財務の健全性を重視した合同がいかなる条件の下で可能となったのか、具体的にどのような手続きを経て実行されたのか、といった点は解明されていない。

以上の研究史を踏まえ、本稿では、「画期的」と評された三和銀行の合同手続きを、財務の健全性確保という視点から、引継資産の査定・評価と瑕疵担保責任とその保証を中心に

検討する。

分析にあたっては、大阪大学所蔵の『旧三和銀行資料』を用いた。この資料は、三十四銀行関係、山口銀行関係、鴻池銀行関係、三行合同関係といった資料群に大別できるが、このうち本稿で利用した『三行合同関係文書』は、1932年から33年にかけて、日本銀行(以下、日銀と略す)大阪支店の下山元一調査役と、同じく日銀の中根貞彦理事、三十四、山口および鴻池3行の合同担当取締役¹⁹との間でやり取りされた書簡などから成る資料群(全6ファイル)である。ただし、各行の内部の意思決定過程やパフォーマンスに関わる資料ではなく、日銀への提出書類等が中心となるため、日銀の視点を介して、というバイアスがかかった可能性が高いという限界を持つ。しかしながら、これまで光の当たらなかった三和銀行の成立に関わる事実を解明するうえで、極めて貴重かつ有用な資料である。

本稿は、次のように構成される。2では、大阪府の金融市場を概観しながら合同参加3行の位置づけを行い、3で、三和銀行の成立過程を検討する。4は結語である。

2 金融恐慌以降の三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行

大阪金融市場における地位：金融恐慌直前

本節では、金融恐慌以降における三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行のパフォーマンスを概観する²⁰。分析に先立ち、恐慌の直前に当たる1926年を対象にして、大阪金融市場の中に3行を位置づけておこう。

表1には、3行の主要な財務データと大阪府に拠点を置く普通銀行の中でのランキング等が示されている。同地域で最大規模を誇った住友銀行と比較しながら各行の数値を見てみると、三十四銀行は払込資本金と預金で2位、諸貸出金で3位を占め、貸出こそ住友の73.9%に迫ったものの、預金では68.2%に止まっていた。山口銀行は三十四に次ぐ位置につけ、預金、諸貸出金は住友の半分強の規模であったが、鴻池銀行は、いずれの指標でも住友の2割程度の規模に過ぎなかった。このように、比較的大きな差を抱えながらも、経営規模では上位にランクされた3行であったが、収益性や預貸率を指標に採ると若干異なる結果を示した。すなわち、払込資本金利益率では36行中13位の三十四(27.3%)が最高位で、山口は21位(21.1%)、鴻池も24位(19.2%)に低迷している。他方で、預貸率は、諸貸出金の少ない鴻池(68.4%)が7位、山口(72.1%)が9位であったのに対し、三十四(84.0%)は20位以内にすら顔を見せなかったのである。

1927年3月の国会審議における片岡直温蔵相の失言をきっかけに発生した金融恐慌は、京阪神地方にも影響を及ぼしたが、第一次動揺(27年3月15日-23日)に際して、大阪地区の動揺は大きくなかった。すなわち、京都に大きな支店を有する村井銀行(東京)の経営危機が、同地方を中心とする取付けを誘発したものの、全体的には「阪神両地ニ於ケル警戒気分ハ濃厚乍ラ未ダ甚シキ預金者ノ動揺ヲ見ルニ至ラザリシ」という程度に収まっていたのである²¹。しかし、同年3月27日の台湾銀行の鈴木商店に対する新規融資停止は、同社の事業継続を不安視した株式市場の急落の引き金となり、鈴木商店を大株主とする第六十五

銀行(神戸)をはじめ、台湾銀行、近江銀行、十五銀行の相次ぐ休業・破綻を招くこととなった。いわゆる第二次動揺である。近江銀行の破綻は、大阪を基盤とする綿糸布やメリヤスなど繊維商社の経営を直撃し、「之ヨリ預金者全般ニ亙リテ漸ク動揺ノ兆アリ、先ツ当市場未及近郊ニ於テ弗々店頭取付行ハレ其勢漸次増大次イテ市中央部ニモ及ヒ、其後稍々落着模様ニモ見エタリシカ、流言蜚語ハ随所ニ行ハレテ何銀行ト言ハス銀行其物ニ対スル疑懼不安ノ念容易ニ去ラザル²²」状況に見舞われた。さらに、阪神地方では、「四月二十一日ニ至リ動揺ノ極点ニ達シニ、三東京大銀行支店ヲ除ク以外ハ取付ヲ蒙ラザルモノ無キ有様ニテ、今回ハ当地方(阪神地方=引用者)ガ全国銀行騒ギノ中心ヲ成シタルカノ観ヲ呈セリ²³」といった具合に危機が深刻化したのである。

周知のように、金融恐慌とその後の銀行法制定は、五大銀行をはじめとする有力都市銀行と郵便貯金への資金のシフトをもたらした。以下では、1927年から合併直前の32年にかけて、3行がどのような経営状態にあったのかを財務データを用いて確認する。

三十四銀行

表2によれば、三十四銀行は1927年から29年にかけて、貸付は若干の減少を見たものの、有価証券等の増額に支えられて、同行の総資産は4億3737万円から5億1346万円へと伸ばしている。これは、三十四が「金融緩慢遊資難ニ善処スベク最モ確実ナル貸出ノ進展ニ努メ、一面公債又ハ社債ニ投資ヲ図ル等専ラ資金運用ノ方途ヲ厳選シ²⁴」たためと思われる。一方、負債勘定は、預金を3億3592万円から4億628万円へと1.21倍増加させているが、株主資本はほとんど変化していない。その結果、預貸率は76.9%から65.9%へと10ポイント近く低下した。三十四の資産・負債は32年にかけて、横這いを続け、各勘定科目の構成比も貸付が若干上昇したこと(40.3%→42.7%)を除けば極めて安定している。このような資産の動きに違いを生み出した要因として、同行の買収活動を挙げることができる。すなわち、27年から29年の間に、大阪の西六銀行(27年、営業継承)、愛知の尾三商業銀行(28年、営業継承)と大阪の藤田銀行(28年、営業一部継承)、東京の昭和銀行(29年、営業一部継承)と三十三銀行(29年、営業継承)を相次いで買収した²⁵のとは対照的に、30年以降は日銀の斡旋を介した四十三銀行(和歌山県)の一部営業譲受(30年)²⁶を確認するのみであった。さて、**表3**に示した三十四の損益に目を向けると、総収入²⁷は、有価証券利息の拡大等により29年に3644万円まで伸びたが、その後は横這いを続け、32年に3444万円へと若干の落込みを見せた。ただし、当期利益金、ROA、払込資本金利益率いずれの指標にも大きな変動は見られず²⁸、収益性は比較的安定していたと言える。

山口銀行

山口銀行は1927年から29年にかけて、総資産を3億7778万円から4億7477万円へと増加させた(**表2**)。三十四銀行との比較では、貸付(1.28倍)と有価証券(1.61倍)の伸び率が高いことが注目される。また、この期間には貸付を上回る預金の伸張(1.35倍)が、預貸率を

66.1%から57.1%へと顕著に低下させたのに対し、29年以降は有価証券を中心に総資産を微減させたものの、預金等の減少によって、預貸率は61.8%まで上昇した。さて、山口もまた27年から29年までに摂池銀行(27年)、田口銀行、藤田銀行、八坂銀行(以上、28年)、尼崎共立銀行²⁹、加島銀行(以上、29年)を相次いで買収したが、30年代に入ってから他行の買収を確認できない³⁰。これが資産の動きを変化させた一要因と考えられる。**表3**に掲げた損益の推移を見ると、山口銀行が29年以降、有価証券の減額に伴いその収入を減らし、貸付は横這いであったにもかかわらず、受取利息を減らしたことが分かる。後者については、同行が、問題を抱えた融資先からの利子の回収を十分に行えていなかったことを推測させる。その結果、山口の当期利益金は28年をピークに徐々に落ち込み、ROA、払込資本金利益率ともに数値を下げたのである。

鴻池銀行

鴻池銀行の総資産は1927年の1億4902万円から29年には1億9487万円まで増えたが、貸出、有価証券の伸びは山口銀行に及んでいない。ただし、鴻池でも同期間に預金の増加(1.32倍)とそれに伴う預貸率の低下を確認できる(**表2**)。その背景として、三十四銀行と山口に比して件数は少ないものの、鴻池もまた大阪の藤田銀行(28年)と加島銀行(29年)の営業一部譲受、広島の実商工銀行(29年)の営業譲受など事業の買収を進めたことが挙げられよう³¹。その後の推移は三十四、山口両行と同様、貸付等を上回る預金の減少に見舞われた結果、預貸率は60.4%まで上昇することとなった。鴻池銀行で注目されるのは、他の2行に比べ、自己資本比率が小さい点である。27年こそ10%を上回っていたが、それ以降は7、8%台で推移しており、財務の健全性という点で不安を抱えていたと言える。**表3**に示すように、鴻池の総収入と総支出は27年から32年にかけて増減を繰り返したが、当期利益金は30年まで減少したのち増加に転じ32年には188万円まで回復³²、この動きを反映する形で、同行のROAと株主資本利益率は30年を底に回復傾向を示した。ただし、他の2行に比して収益性が劣っていたことは否定できない。鴻池は、顧客に大阪近郊の大地主を数多く抱えており、そのため定期預金が多い(貸出全体の60%)という特色を持っていた。しかしながら、こうした預金構成が割高なコストを招き、さらに低利率の中小商工業者向け商業貸を中心とした貸出が、収益性を押し下げる方向に作用していたのである³³。

大阪金融市場における地位：合同直前

以上のように、1927年以降の大阪金融界においては、藤田銀行や近江銀行といった大手地方銀行をはじめ複数の銀行が休業・破綻を余儀なくされ、それと連動する形で合併・買収を通じた銀行業の集中が進められた。三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行は、その一方の主役(合併銀行)でありながら、各行ともに20年代末から30年代初頭に資産の伸びを鈍化させ、山口と鴻池は収益性を悪化させた。そこには、同時代の銀行界を襲った深刻な経営環境の悪化、すなわち、金融恐慌、昭和恐慌という相次ぐ経済危機に対処するべく、政

策当局が展開した低金利政策による資産運用難が反映されている。こうしたマクロ環境が強く作用したため、3行のパフォーマンスの推移に明確な差異を見出すことができなかつたと考えられる。しかしながら、それぞれを大阪金融市場の中に位置づけ、さらに同地域で優位な地位を誇った住友銀行と比較することで、各行を合同へと誘った要因の一端を伺うことができる。

表1に戻って1932年時点の大阪における3行の相対的地位を見ると、大阪府に本店を構える普通銀行数が減少し、上位5行へ預金と貸出が集中していること、近江銀行や藤田銀行の経営破綻により、3行が預金、貸出で住友に次ぐ地位を占めるようになったことが分かる。注目すべきは、各行ともに預金額全体、あるいは貸出額全体に占める構成比を伸ばしたにもかかわらず、首位の住友銀行との差が拡大している点である。たとえば、三十四銀行の預金が全体に占める割合は26年の17.2%から32年には21.7%、山口銀行のそれは14.4%から19.2%へと上昇している。しかし、住友の預金に対する比率は三十四が68.2%→55.7%、山口が57.0%→49.4%といった具合にそれぞれ下がっており、同様の傾向が貸出についても確認されるのである³⁴。このことは、研究史が強調してきた五大銀行への集中を裏付けるとともに、大阪における銀行合同を後押しする要因となったと考えられる。つまり、各行にはそれぞれ合同に対する思惑の相違はあったが、大阪金融市場における上記の意味での相対的な地位の低下は、住友に対抗する勢力を結集する必要性を強く認識させたように思えるのである。

3 合同過程

前述のように、三和銀行を誕生させた3行合同は、不良資産を十分に償却した上で新銀行に引き継ぎ、さらにその引継資産に瑕疵があった時には、余剰資産＝非引継資産を整理して補填する方策を講じた点に特徴があった。本節では、引継資産の査定・評価と、資産不足や瑕疵担保の保証負担に焦点を当てて、この仕組みが実効性を持った根拠を探っていく。

分析に先立って、その狙いを、三十四銀行が臨時株主総会に向けて作成した「議案 第三号」を引いて、確認すれば次のようになる。すなわち、

「今回ノ合併ニ於キマシテハ、基礎磐石ノ如キ確實ナル新銀行ノ設立ヲ主眼ト致シテ居リマス、従テ三銀行カラ新銀行ヘ引継ク資産ノ評價ハ嚴重ノ上ニモ嚴重トシ、引継キ前ニ豫メ評價切下ヲスルコトニ致シ度イノテコサイマス。當行(三十四銀行＝引用者)ノ資産ノ帳簿價額ニハ少シモ不當ナルモノハコサイマセンカ、新銀行ノ資産内容ヲ堅實ノ上ニモ堅實ト致シマス爲ニ、例ヘハ不動産ノ如ク實價値ハアリマシテモ収益ノ比較的少ナイモノナトハ成ルヘク價格ヲ引下ゲルノカ、適當ト考ヘマシテ各行トモ相談ノ上相當額ノ引下ヲスルコト、致シタ次第テコサイマス。コレカ(引継資産の減額の＝引用者)主ナ理由テコサイマス³⁵」

ところで、三和銀行の成立過程に関しては、三和銀行[1974]などの先行研究により次の点

が明らかとなっている。すなわち、①三十四銀行頭取の菊池恭三が日銀大阪支店に下山元一調査役を訪ね、山口、鴻池両行と合併したい旨を伝えたことに端を発したこと、②当初は日銀大阪支店の強い意向もあって、野村銀行が参加の姿勢を示したこと、逆に、③山口銀行が合同参加に消極的であったこと、④最終的には、野村家当主・野村徳七の判断で野村銀行が不参加を表明し、3行合同という形に落ち着いたこと、である³⁶。これらの点は『三行合同関係文書』に含まれるいくつかの資料からも確認できる。以下では、これらの点を前提として、不良資産の査定と瑕疵担保に焦点を当てる。

3-1 資産の引継と評価：大口貸出の問題

1933年1月15日開催の第1回創立準備委員会においては、大口貸出のうち各行が引継を希望する案件については「其内容ノ良否ヲ確メ委員ニ於テ協議ノ上引継グベキヤ否ヤヲ決定スルコト」とした上で、「著シク多額ニ上ルモノニ付テハ特別ノ方法例ヘバ余剰資産ニテ補償スルノ外更ニ他ノ保証ヲナス等適当ナル方法ヲ考案スルコト」という提案がなされた³⁷。また、同年4月19日に梅田ホテルで開催された合同委員会では、貸出の引継に関する協議が行われ、三十四銀行と鴻池銀行が、山口銀行の岩井商店関係貸出のうち、支払手形696万5000円と有価証券担保貸付450万円に対して、山口合資の特別補償を行うことを希望した。この背景には、次のような理由があった。すなわち、岩井商店は第一次大戦後の反動不況によって、大戦中に手にした巨額の利益と資本金の半分近くを失い、23年の関東大震災の影響で深刻な打撃を受けるなど、20年11月期から32年11月期までの実に12年間、「長い陰鬱な無配時代」を続けていたのである³⁸。なお、下山元一調査役は、両行の指摘には賛同したものの、「山口ニ岩井関係貸付ノ補償ヲ求ムレバ山口ハ三十四、鴻池ニ対シテモ、此等ノ特別補償ヲ要求シ問題ハ甚ダシク紛糾スル虞有」との懸念を示していた³⁹。

このように、新銀行に引き継ぐ資産に関して、とくに問題視されたのは各行の大口貸出であった。従来の研究では、山口銀行の対岩井関係貸出だけが注目されてきたが、他の2行の貸出が問題なしとされたわけではない。不良資産の継承を回避するためには、貸出をはじめ各行の資産に対して厳しい査定を行う必要がある。この合同では、以下に述べる貸出の相互査定・評価と補償要求を通じて、その厳格性を維持した点が重要であった。

第5回準備委員会は1933年3月30日に甲子園ホテルで開かれた。そこでは、三十四と山口の貸出が審議され、「原則トシテ貸出資金ガ健全ナル経済活動ニ使用セラレツ、アルモノ、ハミ」であれば継承し、「多少固定ノ傾アルモノモ利拂ニ故障ナク且擔保充分ナルモノ」も引き継ぐことになった。そして、この「原則ニ照ラシ各行ハ他ニ行ノ貸出ヲ調査シ其俣引継クコト好マシカラズト認メラル、モノニ付テハ例ヘバ引継價額ヲ協定シ（中略）或ハ特別ノ保証ヲナシ（中略）引継グ等」（下線＝引用者）その方法を協議決定することが申し合わされた⁴⁰。ここで下線を引いた箇所が、本稿で貸出の相互査定・評価と呼ばれる方法である。『三行合同関係文書』には、三十四銀行が作成した山口銀行と鴻池銀行の大口貸出、山口銀行が作成した三十四と鴻池のそれに関する資料はあるが、鴻池が査定した他行の貸出

に関する資料は見当たらない。この点に限界があるが、とりあえず左記の資料を手掛かりに分析を進める。

表 4には、三十四銀行の大口貸出先(50 万円以上)と融資額、担保物権とその金額などを示しておいた⁴¹。この表によれば、竹原証券・竹原保全や富士洋紙店のように十分な担保が設定されている案件がある一方で、上田株式や勝田銀次郎をはじめその多くが担保不足に陥っていることが分かる。信用貸を含めた 50 万円以上の貸出の合計金額で見ると、2568 万円で 1284 万円、つまり半分しかカバーされていないのである。それ以上に、三十四銀行の貸出に厳しい目を向けたのは山口銀行であった。山口は、大阪アルカリと高知鉄道(計 297 万円)を「第二次保証ナキ故持出御容赦有之度」(貸出先(a))として、「相当減額ノ上持出有之度」貸出(貸出先(b))として近江屋など 10 件 699 万円、「疑問ヲ有シ不足ヲ認め」られる貸出(貸出先(c))として前出の上田株式をはじめ 16 件 1319 万円を挙げ、また、下山が懸念を示していた大同電力など 3 件 972 万円(貸出先(d))にも「回収方法ヲ御指示有之度」として継承に懸念を表し、「事業資金ニ付テハ工業資金ト普通資金トノ関係不明ニ付各口ニ付従来ノ回収方法並、今後ノ処理御指示有之度」貸出(貸出先(e)、4 件 109 万円)と台湾関係貸出(貸出先(f)、6 件 485 万円)を含めた、合計 3880 万円に上る融資につき、三十四に対処を求めたのである⁴²(**表 6 [A]**)。

次に、**表 5**を用いて、対岩井商店向けを含めた山口銀行の大口貸出を見ていく。個別の担保額が不明であるため、どの貸出先に問題があるのかは詳らかにならないが、(1)岩井商店関係以外にも、鴨緑江製紙や安治川鉄工所などに対して積極的な融資が行われていること、(2)貸出額合計 943 万円のうち担保がカバーする部分は、半分以下の 472 万円に止まること、(3)この数値に、50 万円以下の貸出 1 億 2940 万円の 6.3%(鴻池の不良債権存在割合)に当たる 820 万円を加えた、1292 万円が「当部ノ試シタル欠損査定見込額」として算出されたこと、が明らかとなる。さらに、山口の貸出に対しては、三十四銀行が次のような多様な引継条件を提示した。すなわち、三十四は、佐渡島伊兵衛など 5 件(貸出先(g))⁴³には継承にあたって減額を要求し、「担保ヲ充実セシム旨承知セリ」(範多商店と小綱商店、貸出先(i))と「不動産登記セシム旨承知セリ」(泉仙助と日本澱粉製造所、貸出先(j))とする貸出としてそれぞれ 2 件を提示した。また、片桐為七(貸出先(k))は、貸越を定期預金の範囲内に縮小した上でならば承認するとし、安治川鉄工所(貸出先(l))については「大体同意、但シ条件説明ヲ希望」するに止まったが、伊藤源次郎(貸出先(h))は引継不可としたのである⁴⁴(合計 774 万円、**表 6 [B]**)。三十四とは異なり、重複する貸出先が少ないため、金額自体は必ずしも大きくないが、**表 5**に含まれない 50 万円以上の貸出先が散見される点は注目すべきだろう。複数の主体が、資産査定に携わることで、債権が抱える問題と具体的な対処法が合併協議の遡上に上り、合同参加銀行に対して債権処理に取り組むよう圧力を加えた可能性を指摘できるからである。

鴻池銀行の大口貸出先と融資額、担保物件、監査役査定回収見込み等は**表 7**に掲げておいた。この表からは、(1)大口貸出の過半を占めるほど巨額に上ったにもかかわらず、ほと

んど担保をとっていなかった、久原房之助向け融資をはじめ、大口貸出 723 万円のうち 600 万円弱(82.4%)が担保不足で回収困難・不能と見做されていたこと、(2)50 万円以下の貸出を含めた 1073 万円と、回収困難 696 万円、回収不能 168 万円の合計 864 万円(80.5%)が「当部ノ試シタル欠損見込査定額」として算出されていることが読み取れる。このうち最大の貸付先である久原房之助は、中核事業である久原鋳業の経営不振と、久原商事の破綻を引き金にして、1926 年頃には「事業経営の一線から退く決意を固め」、義兄の鮎川義介に再建を委ねていた。とくに、久原商事が抱えた巨額の債務は、房之助の個人保証という形で処理されたため、「久原個人の信用に頼るところが大きかった久原家傘下企業の以後の深刻な金融難を生む原因」となっていた⁴⁵。これが、久原向け融資の著しく低い担保補充率をもたらしたと言える。

このような日銀大阪支店による査定だけでなく、鴻池銀行の貸出に関しては三十四銀行と山口銀行の補償要求という形で問題点が指摘された。山口は、新栄合資と木材相互市場を「疑問ノ貸出」と評価し、とくに前者には「回収方法御指示有之度」との但し書きを付していた。さらに、日銀査定では「固定貸ト認メラレルモノアルモ欠損ヲ見込マザリキ」とされていた、寿屋・鳥井合名、藤沢友吉商店・藤沢友吉などに対する 440 万円の融資についても「鴻池合名ニテ御保証ハ左記ノモノト承知シテヨロシキヤ」との確認を行っていた⁴⁶。三十四もほぼ同じ案件を問題視し、新栄合資向け融資には「年賦償還方法ヲ立テシメタシ」と要求、木材相互市場と高島屋飯田向け貸出は金額を縮小することを条件に同意、寿屋と鳥井合名に関しては、それぞれ「信用貸分ハ回収又ハ担保取入ノコト」、「担保充実セシムルコト」といった具合に継承条件を提示したのである⁴⁷。

1933 年 5 月 31 日付の書簡によれば、三十四銀行は 1856 万円、山口銀行が 774 万円、鴻池銀行が 141 万円の貸出について他行から「協議会ニ於テ疑点アリト認メラレタル貸出(但特別保証ニ付協議アリタル分ヲ除ク)」と指摘された(表 8 (a) 欄)⁴⁸。そして、同年 8 月 13 日付の資料では、個別案件に保証形態が付され、補償を要する合計額が設定された。表 8 の(b) 欄と(c) 欄を見ると、保証形態ごとに金額の一致が確認され、全額補償、一部補償および特別保証の件数も推測可能である⁴⁹。これらの案件が最終的に継承／非継承となったのかに関する資料は、残念ながら見当たらないが、貸出の引継にあたって、合同参加銀行相互の査定や条件の提示が、新銀行の財務の健全性を確保する一つの要因として機能した可能性は指摘できるだろう。

3-2 資金の社外流入と補償額の設定

新銀行の設立に際しては、前項で検討した不良債権を含めた、資金の社外流入に伴う不足額を保証することが各行に求められた。負担額の算出方法は、表 9 に示すとおり、資金流入に積立金・繰越金等や有価証券値上り益を置き、資金流出としては「不良ト認ムル資産」(以下、不良資産)や有価証券評価益持寄、株主交付金などが取り上げられた⁵⁰。当初より、所有有価証券については、「原則トシテ全部出資スルコト」としながらも(1)「不適当

ト認メラルハモノハ協議ノ上引継グベキヤ否ヤヲ決定スルコト」、(2)時価に基づく引継価額の算出、(3)有価証券には、その値下りを考慮して「相当ノ評価増ヲ蔵セシメ置クコト」が求められていた⁵¹。結局、有価証券評価益負担額は次のように算出された。すなわち、引継有価証券価額から1935年末までに償還期が到来する分を差し引き、これを「差引値下リノ虞アル」価額と設定、そして、この金額と、払込資本金および引継預金額(32年末か、33年7月末)の3つの指標に基づいてそれぞれ算定された負担額の平均値が、3行が負担する有価証券評価益となった⁵²。正確な記載は見当たらないが、有価証券の値下り損をカバーするための負担と思われる。次に、不良見込資産を勘定科目別に示した**表10**からは、鴻池銀行の貸付金の不良見込比率が、当初問題視された山口銀行以上に高いことと、同行の所有不動産のそれも顕著に大きいことが看取される。こうした資産内容が、鴻池合名の保証負担額を引き上げる要因となったと言える(後述)。また、その背景に、大蔵省から「有價証券差益ハ今後ノ値上リ益並ニ役員慰勞金ノ減額ニ因ル餘裕額等ナルヘク多額ヲ持寄ルコト」との示達があったことも重要であろう⁵³。

表9に返ると、流入資金が、有価証券値上り益の割増しによって、合計で7423万円から7462万円へと微増している。流出資金は、有価証券益持寄、株主交付金、役員並びに行員慰勞金などが減額される一方で、積立金持寄は15%から30%に引き上げられて各行とも大幅に伸び、山口銀行については不良資産も増額(1100万円→1400万円)となったため、3行の資金流出合計額は7032万円から8135万円へと1000万円強も割増しされた。その結果、差引過不足は、三十四銀行が565万円から143万円まで減額、山口は170万円のプラスから396万円の不足に転じ、鴻池も344万円から420万円へと不足額を積み増した。この修正に伴って、山口合資の保証額は300万円から400万円へと引き上げられたのである。

3-3 余剰資産の信託譲渡とその補償

これまで、優良資産だけを新銀行に持ち寄ることを可能にした、合同参加銀行による相互の資産評価と不足の保証を検討してきた。ここでは、新銀行を健全な財務状態で発足させるために用いられた、もう一つの手段に焦点を合わせる。すなわち、継承資産の中から損失が生じた場合に、余剰資産を整理してそれを補填する目的で、整理会社を設立し、各行の余剰資産を信託譲渡するという枠組みである。この整理会社は動産、不動産および有価証券の所有・賃借、これらに債権を加えた資産の売買とその仲介、管理、債権取立ての代理事務を事業目的として1933年8月9日、三融証券株式会社(三十四銀行)、入山株式会社(山口銀行)および山上株式会社(鴻池銀行)がそれぞれ設立された⁵⁴。ここで重要なのは、これらの整理会社が、瑕疵担保などが原因で損失を蒙った場合に、誰が最終的な責任を負ったのかという点である。この危険負担者が明確でないと、上記の枠組みは成立しないからである。結論を先取りすれば、最終的な責任を負ったのは、大株主であり、役員ともなっていた山口家・山口合資と鴻池家・鴻池合名であった。資金の社外流入でプラスとなった三十四については、補償が問題とされることはなかったため、以下では、山口と鴻池

を対象にして検討を進める⁵⁵。

表 1 1 に示すように、山口銀行の余剰資産予定額は、非引継資産 1013 万円から償却予定額 528 万円を差し引いた 486 万円であった。同行は 1933 年 8 月 17 日、入山株式会社(資本金 50 万円、12 万 5000 円払込済)とこの余剰資産に関わる信託契約を結んだ。注目されるのは、山口合資によって更なる補償が行われたことである。三和銀行の発足後間もない 33 年 12 月 11 日、山口合資(無限責任社員山口吉郎兵衛)は、三和銀行(中根貞彦頭取)に「山口合資会社補償書」を差し入れた。この補償書には、「入山株式會社カ損失額若クハ不足額ノ補填ヲ怠リ又ハ補填スルコト能ハサルトキハ同社ノ補填スヘキ額及補填不能額ハ何時ニテモ當社ニ於テ左記条項ニ遵ヒ」200 万円を限度として補填する旨が記され⁵⁶、補填義務履行の担保として株券を提供したのである(後述)。さらに、山口合資は、38 年 12 月 9 日までに、手形及びその書替継続手形債権に関して、全額を回収することができなかった場合は、各債務の回収不能額を①関西ペイント支払手形(93 万 3335 円 5 銭=引用者、以下同じ)については 50 万円、②日本橋梁支払手形(161 万 9791 円 93 銭)は 100 万円、③白金莫大小製造所支払手形(60 万 401 円 90 銭)は 50 万円を限度として、それぞれ「保證ノ責ニ任シ貴行ヨリノ御請求ニ従ヒ之カ辨濟」すると記した⁵⁷。ここに登場する案件から、不良資産の典型とも言える岩井商店関係融資に関しては、徹底的に責任を追及され、かつ山口側もこの要求に応えたことが分かる。

鴻池銀行の場合は、先に見た社外の資金流入の査定と同時に、資産不足の補填が問題視された。すなわち、鴻池の出資額は減資による資本金 500 万円と積立金 75 万円の合計 575 万円であったが、それに対する引継営業用不動産価額は 620 万円に上り、「此点他行ニ比シ甚ダシキ遜色」があると見られていた。加えて、同行の継承資産は、他行と比較して「特ニ優レタリトモ思ハレズ」、上記の営業用不動産や加州銀行株を引き継ぐとすれば、「他ニ比シ見劣リ」していた。したがって、鴻池の引継資産は「他行ニ比シ一層優良ナルコトヲ要シ(中略)不良資産ノ換価処分ニヨリ補填シ得ザルモノハ経営ノ実権ヲ握リ来レル鴻池家ニ於テ責ヲ負フベキハ当然ナリト思惟」されたのである⁵⁸。

具体的な資産不足補填案ではまず、「鴻池銀行ヲ整理シ堅実ナラシメ以テ他二行ニ比シ遜色ノナカラシメン」ために要する資金が、不良資産(不良債権・不良有価証券)補填(約 300 万円)と所有不動産処分損補填(約 100 万円)の合計約 400 万円、鴻池合名と鴻池本邸が、負債決済(53 万 8000 円)と未納相続税引当資産取得(142 万円)に要する 195 万 8000 円、合計約 600 万円が必要と算出された。それに対して、鴻池合名と本邸は、有価証券(約 1000 万円)と不動産(約 500 万円)の計約 1500 万円と、「評価困難」な「多額ノ書画骨董類ヲ所有」すると見られた。つまり、鴻池銀行の整理などには 600 万円程度の資産の換価が求められたのである⁵⁹。しかし、この案は、「實際問題トシテ種々ノ点ニ於テ実行甚ダ困難ナリト⁶⁰」とされており、後述するように若干の修正が施されることとなる。ここで注目したいのは、「新銀行ガ此種(不良=引用者)債権ヲ有スルコトガ世間ニ知レ其信用ヲ傷クルコト著シカルベシ。故ニ此種資産ハ各行トモ引継資産中ニ包含セシメザルコトトナセリ。同行当局は有価

証券評価差益ヲ包蔵セシムルコトナクシテ引継ガンコトヲモ希望セル模様ナレドモカクノ如キハ新銀行ノ資産ヲ確實ナラシムル所以ニアラズ⁶¹」(下線＝引用者)という認識の下、資産不足の補填に際して、鴻池家にかかなりの負担を強いたことである⁶²。

ところで、鴻池銀行もまた、余剰資産を整理会社である山上株式会社(資本金 10 万円、2 万 5000 円払込済)に信託譲渡した上で、鴻池合名が補償することとなった。すなわち、「山上株式會社カ損失額ノ補填ヲ怠リ又ハ補填スルコト能ハサルトキハ同社ノ補填スベキ額及補填不能額ハ何時ニテモ」鴻池合名が補填することを約し、補填義務履行の担保として、次に述べる株券と不動産を三和銀行に提供した上で、株券については補填義務全部の履行を担保するため質権を設定、不動産は鴻池合名が負担する補填義務のうち 247 万 5000 円の担保に極度金同額の根抵当権を設定したのである⁶³。

以上のように、3 行合同過程では、あくまでも新銀行の財務面での健全性確保が最優先課題として追求され、山口合資と鴻池合名は補填義務履行の担保物件を提供することで、この点に寄与したと考えられる。具体的な担保を見れば、山口合資は、株価の変動によって評価額に幾分変動が見られたものの、最終的に株式 5 銘柄、合計 3 万 9400 株、時価換算で 238 万円を担保として差し出した⁶⁴。他方、鴻池合名の担保は当初、株式が過半を占めていたが、その後、株式は鴻池信託(新株を合わせて 3 万 4000 株)のみで、担保価額は評価額(93 万 2000 円)の 80%で 74 万 5000 円、6 件の不動産は評価額(412 万 5000 円)の 60%で担保価額が 247 万 5000 円、合計 322 万円へと変更された。加えて、大阪貯蓄銀行株 3340 株(計 100 万 2000 円)が「新銀行ニ於テ買取り其代金ヲ鴻池合名ノ鴻池銀行所有不動産買取ニヨル債務ノ内ニ入ニ充當ス。即チ此株式提供ニ依リ鴻池銀行ノ欠損ヲ補填スルモノ」として提供された⁶⁵。この点に関しては、大蔵省から「鴻池合名會社保證額七百四十萬圓中四百二十萬九千圓ニ對シテハ確實ナル物的擔保ヲ提供スルコト⁶⁶」という示達が出されていた。大株主兼経営陣の瑕疵担保責任は、政策当局の意向に後押しされる形で厳しく求められたのである。

4 結語

本稿では、三和銀行の成立を、財務面の健全性確保を重視した厳格な引継資産の評価・引継と大株主・経営者の保証負担を中心に検討してきた。分析結果をまとめながら、冒頭に示した課題に答えることで結びとしたい。

1928 年 1 月の銀行法施行を境に、銀行合同政策は新たな局面を迎えたが、とくに重要であったのは、政策当局が、それまでの合同が銀行の経営安定化や競争力強化に寄与しなかったことを踏まえて、合同に際し不良資産の消却・整理の徹底を指導するなど、新銀行の財務の健全性を重視する姿勢を見せた点にあった。実際に、この方針転換がどの程度の効果を持ったかについて、議論の余地はあるが、少なくとも、三和銀行の合併交渉の過程では、この点が強く意識されていたのである。

金融恐慌以降の三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行の 3 行は、他行の買収などを通じて一時的に預金・貸出を拡大していったが、1930 年代に入ると一転、それらの伸び悩みに

見舞われることとなった。この間、大阪金融市場においては、大手銀行への集中が進み、3行の地位も相対的に上昇したが、その一方で首位の住友銀行との格差は開きつつあった。こうした状況下、32年4月1日の三十四銀行頭取・菊池恭三の日銀大阪支店訪問をきっかけに3行合同への動きが始まった。

合併交渉の過程で最も重視されたのが、新たに設立する銀行の財務面での健全性をいかに確保するか、という点であった。そのために採用された方針が、厳格な引継資産の評価と瑕疵担保責任の明確化である。前者については、特に問題視された貸出の継承に際し、日銀大阪支店による評価に加え、合同参加銀行が相互に相手銀行の貸出を査定し、個別案件に対する担保不足の指摘や疑問点・引継条件の提示、さらには大株主・経営者の保証の要求をしていたことが注目される。こうした相互査定は、他の銀行合同でも確認されるが、3行合同のケースにおいて、相互の資産査定が有効に機能したことが特に重要なのである⁶⁷。

この点に関しては、合同参加銀行の競争的側面にも目を向けなくてはならない。社史の記述どおりに「極めて協調的に義を進め⁶⁸」るだけでは、厳格な資産評価は実現しないからである。新銀行に優良な資産のみを引き継ぐという目標が共有されている場合、自行の査定が緩くなりがちであることを想定すれば、合併相手となる銀行の資産をより厳しく評価する必要がある。加えて、その根底に、競争意識が根強く残っていた点が重要と思われる⁶⁹。事実、合併交渉の最中でも、3行間の競争は継続しており、次に示す1933年9月12日付の資料がその傍証となる。すなわち、

「新地盤ノ開拓ニ當リ三行相互間ニ於テ取引先ヲ争奪スルカ如キコトアリテハ取引先ヲシテ歸趨ニ迷ハシメ、他行ノ乗ズル隙ヲ作ルノミナラス本合併ノ本義ニ悖リ洵ニ戒飭スベキ所爲ナレバ、カカル相互間ノ競争ハ嚴ニ慎ミ此際三行當事者ハ一層融和シ渾然一体トナリ、協力一致合併ノ成果ヲ擧クルコトニ専念努力セラレ度キコト⁷⁰」(下線＝引用者)

この資料は1933年9月12日付のものであるが、同年1月15日の第1回創立準備委員会開催から半年以上を経てもまだ、現場レベルでは競争が繰り広げられていたのである。逆に、こうした緊張感の中でこそ、引継資産の相互査定が機能したとも考えられよう。

他方で、瑕疵担保責任の明確化に関しては、資金の社外流出入の予測と過不足の算定、余剰資産＝非引継資産の整理会社への信託譲渡、そして大株主による補填義務履行の担保提供を通じた保証責任の追及が重要であった。それを可能にしたのは、山口と鴻池両行の株式が特定の個人及びその同族に集中し、しかも所有と経営が未分離であったという条件である。山口合資は山口銀行株式の33.3%、鴻池合名は鴻池銀行株式の61.1%を保有する大株主であった⁷¹。このような銀行経営者に対する所有の集中が、経営者・株主間の経営責任と経済的負担をめぐる利害対立を取り除いただけでなく⁷²、責任・負担の所在の明確化を通じて、株主間に生じる利害の衝突をも回避することを可能にしたと考えられる。その場合であっても、大株主に危険負担能力が備わっていなければならないことは言うまでもない⁷³。このケースでは、山口合資の資産(1933年7月末)は、有価証券1770万円をはじめ合計1910万円に上り、自己資本比率は78.9%で極めて健全な財務状態にあった。山口合資の

提供した担保である株式 238 万円は、その保有有価証券の 13.4%を占めるに過ぎなかったのである⁷⁴。また、鴻池合名と鴻池善右衛門家の資産(1933 年時点)は、鴻池銀行株式を除く有価証券が 448 万円、不動産評価額 630 万円など合計 1904 万円に達した⁷⁵。山口と異なり、資産合計に占める負担額の割合は全額 740 万円では 38.9%、大蔵省が指摘した 421 万円でも 22.1%に上る。したがって、鴻池家にとっては必ずしも軽微な負担であったとは言えない。しかし、この数値があくまで債権の回収が不能に陥った場合に限られること、31 年 4 月に頭取に就任した 4 代目・鴻池善右衛門は「鴻池家がいつまでも銀行経営にかかわっていることに反対する気持ちをもって⁷⁶」ことを考え合わせれば、合併交渉を破談に追いやるほどの負担ではなかったと見ることもできよう。

最後に、合同直前の 3 行の数値 (1933 年 6 月末) と比較しながら、発足直後 (33 年 12 月末) における三和銀行の財務構造と合同過程で見られた特徴との関連に簡単な考察を加えておく。**表 1 2** に示した資産構成からは先ず、三和銀行の貸付金勘定と動産不動産勘定が顕著に減っていることが分かるが、これは、厳格な資産評価により引き継ぐ融資先や所有不動産等を選別した結果と言えよう。と同時に、現金預け金勘定とコールローンが大幅に伸びており、より流動性の高い資産のウェイトを高めたことも読み取れる。次に、注目したいのは、預金勘定が増えたのに対して、株主勘定は減額した点である。このことは、資産の水脹れの回避が、法定準備金や別途積立金の取崩し、換言すれば、大株主を中心とする株主の負担によって実現したことを示唆する。

三和銀行が、発足時点でどのくらい健全な財務体質を持っていたかについては、検証すべき余地が残されているが⁷⁷、その実現を企図した 3 行の合同過程の分析からは、①潜在的な競争意識の下に行われた継承資産の相互査定・評価と、②大株主兼経営者の負担能力に裏付けられた瑕疵担保に対する保証責任の付与、という 2 つの仕組みが有効に機能することの重要性が明らかにできたと思われる。

【付記】

本稿の資料閲覧に際しては、大阪大学大学院経済学研究科の阿部武司氏から多大の配慮を賜った。また、執筆過程で、石井晋、大石直樹、岡崎哲二、武田晴人の各氏から貴重な助言を頂いた。ここに記して心から感謝の意を表したい。

¹ 三和銀行行史編纂室[1974]『三和銀行の歴史』株式会社三和銀行、124-125 頁。

² この文書は、「此點折ニ觸レ機ニ應シ取引先ニ充分諒解セシメ、新銀行ノ信用増進ニ努力セラレ度キコト」と続く(「達号外(菊池恭三)」『三行合同関係文書 その 5』1933 年 9 月 12 日)。

³ たとえば、朝倉孝吉編[1980]『両大戦間期における金融構造』御茶ノ水書房、石井寛治・杉山和雄編[2001]『金融危機と地方銀行 戦間期の分析』東京大学出版会、には銀行合同を対象とする論文が複数収められており、その一部は本文でも言及される。

⁴ 後藤新一[1991]『銀行合同の実証的研究』日本経済評論社。

⁵ 白鳥圭志[2000]「両大戦間期における銀行合同政策の形成と変容」『社会経済史学』第 66 巻第 3 号。

⁶ 岡崎哲二・澤田充[2003]「銀行統合と金融システムの安定性—戦前期日本のケース—」『社会経済史学』第 69 卷第 3 号。また、岡崎哲二は、合併を含めた銀行淘汰(休業・廃業・整理)とパフォーマンスの関係も分析している(岡崎哲二[2002]「銀行業における企業淘汰と経営の効率性：歴史的パースペクティブ」齊藤誠編著『日本の「金融再生」戦略：新たなシステムの構築をどうするか』中央経済社)。

⁷ 白鳥圭志[1999]「1920～30 年代岩手県下の金融危機と銀行合同—政党政治状況・金融危機・官僚支配—」『地方金融史研究』第 30 号。

⁸ この論文では、安田銀行とその系列下にある十七銀行の健全銀行主義と大蔵省、福岡県および中小銀行の「県内金融の円滑化」を目指す銀行合同方針に乖離があったことが指摘されている。しかし、健全銀行主義を標榜した十七＝安田が「個別的・選別的銀行合同政策」をいかにして実現したのかは触れていない(迎由理男[2001]「福岡県地方の大合同計画」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行 戦間期の分析』)。

⁹ また、岩間剛城[2002]では、七十七銀行が、原町銀行の買収に際して、不動産担保の貸付の引受拒否や代表社員の補償を引継の条件に課すなど厳密な資産の選別をしたことが述べられている(岩間剛城[2001]「旧七十七銀行の銀行合同」『研究年報 経済学』(東北大学)第 63 卷第 2 号、岩間剛城[2002]「新立七十七銀行の成立」『研究年報 経済学』(東北大学)第 63 卷第 3 号)。

¹⁰ 後藤新一[1991]『銀行合同の実証的研究』、406-426 頁。しかし、そこで用いられる資料は三和銀行[1953]『三和銀行史』株式会社三和銀行、三和銀行[1974]『三和銀行の歴史』、村上順二編[1951]『野村徳庵 本伝 下巻』野村徳庵翁伝記編纂会、であり、新しい事実発見はとくに見当たらない。

¹¹ 三島康雄[1984]『日本財閥経営史 阪神財閥—野村・山口・川崎』日本経済新聞社、239-256 頁。

¹² 三和銀行行史編纂室[1974]『三和銀行の歴史』、116 頁。

¹³ 金融研究会編[1934]『我國に於ける銀行合同の大勢』金融研究会、41-42 頁。また、1926 年 9 月に設置された金融制度調査会においても、普通銀行の経営改善が議論された。その中で、合同問題について調査準備委員は、「従来当局の合同奨励の成績見るべきものありと信ず、依って今後も引続き此方針を以て進まれ、之と同時に左の件につき特に注意すること、(一)合併若くは合同を奨励せらるるに方りては残存若くは新設銀行の内容が却って合併若くは合同前の銀行の内容に比し薄弱とならざる様注意せられ度きこと」と答申している(東京商工会議所[1930]『商工調査第 27 号 我国銀行の合同問題』東京商工会議所、63-64 頁)。

¹⁴ この新方針は 1929 年から実質的に行われていたとされる(高橋亀吉[1931]『日本金融論』東洋経済出版部、118 頁、原資料は『東京日日新聞』1931 年 6 月 14 日付)。

¹⁵ たとえば、高橋亀吉は、新方針が示されたにもかかわらず、「実際に於ては、一方に政党を通じての運動あり、一方には誘惑に陥る(銀行＝引用者)検査官ありと云ふわけで、合同に当り公正厳格な評価を強要すること困難にて、此間、多くの欺瞞が行はれ、結局、健全にするための合同が、却って、之を不健全にする場合が多いのである」と指摘した(高橋亀吉[1931]『日本金融論』、119 頁)。

¹⁶ 具体的には、日向中央銀行(1928 年 1 月合併設立)を対象に、政府が宮崎県知事に対して、銀行合同に際し資産整理を行うよう厳重に指示したが、合同を急ぐ参加銀行が、厳格な不良資産額の調査やそれに基づく償却資金の提供方式の調整をせず合同を強行し、新銀行に「隠れた不良資産」を残す結果となった(杉山和雄[2000]「金融恐慌後の銀行合同と不良資産—日向中央銀行設立のケース—」『成蹊大学経済学部論集』第 30 卷第 2 号)。また、佐賀中央銀行(1931 年 8 月合併設立)は、大蔵省と佐賀県庁が合併に当たって不良資産の整理を促す姿勢を「佐賀県下銀行合同方針」(1927 年)の中で示していたにもかかわらず、前身銀行から多額の不良債権を引継ぎ、発足後に経営危機に陥ったため、県内の中核銀行になれな

かった(神山恒雄[2001]「佐賀県の銀行合同」石井寛治・杉山和雄編『金融危機と地方銀行戦間期の分析』)。

¹⁷ 創立準備委員会における協議については、「仕事は貸付債権、所有有価証券、営業用不動産など引継資産の検討が主であった。三銀行とも堅実を旨としていたから、資産内容にとくにめだつ欠陥はなかった。だが新銀行の内容は名実ともにわが国の模範銀行という目標があり、引継資産の選定は厳重に行われた。貸出は一件二十万円以上が検討の対象となった」と記されるのみである(三和銀行行史編纂室[1974]『三和銀行の歴史』、106頁)。

¹⁸ 引継資産の問題は、「各行を代表する各委員が、自行の立場を空しくして、極めて協調的に義を進めた」ため、「頗る順調に処理し得た」とされる(三和銀行史刊行委員会[1953]『三和銀行史』、40-41頁)。

¹⁹ 具体的には、創立準備委員となった佐野政清(三十四銀行)、森信敬二(山口銀行)、松野龍雄(鴻池銀行)である。

²⁰ 1920年代以降の3行の事業展開に関しては、三和銀行の社史をはじめ記述資料がほとんどない。そのため、本節は主に財務データを利用した概観にとどまる。

²¹ ただし、「京都ニ於テハ村井銀行休業ノ影響ヲ受ケテ稍大規模ノ預金取付アリ、川崎ヲ始め第百、十五、近江、藤田、加島等ノ各支店ニ預金オ引出多ク、(中略)予テヨリ経営困難ナリシ市内ノ山城銀行(資本金五〇〇千円)郡部ノ桑船銀行(資本金五〇〇千円)ハ同日(27年3月23日=引用者)遂ニ休業スルニ至レリ」とあるから、大阪府に本店を置く銀行にも影響がなかったわけではない(日銀特別調査「関東震災より昭和2年金融恐慌に至る我財界(未定稿)」日本銀行調査局編[1958]『日本金融史資料』(明治大正編第22巻)、923頁)。

²² 日本銀行大阪支店[1927]「阪神地方金融界動揺顛末」(日本銀行調査局編[1969]『日本金融史資料』(昭和編第25巻)、57頁)。

²³ とくに大阪市においては、上本町や天王寺、天神橋などで「最モ激烈ナル取付ヲ受ケテ一店舗五、六十人位ノ預金者ノ詰掛ケタルハ珍シカラズ、銀行ニ依リテハ二、三百人位モ殺到シタルモノ」もあった(日本銀行大阪支店[1927]「阪神地方金融界動揺顛末」)。

²⁴ 三十四銀行『営業報告書』1933年12月期。

²⁵ 西六銀行の業務を継承して新町支店を開設、尾三商業銀行は名古屋支店となり、藤田銀行からは大阪と京都に在る5支店と12出張所の業務を継承し、三十銀行から引継いだ店舗は八丁堀、渋谷の両支店となった(三十四銀行『営業報告書』1927年6月期、1928年6月期、「三十四銀行の支店増設」『大阪銀行通信録』385号、1929年9月)。

²⁶ 「四十三銀行の営業譲渡」『大阪銀行通信録』396号、1930年8月。

²⁷ 三十四銀行の総収入には、配当準備金戻入が含まれるが、当期利益金の算出にあたってはこの金額を差し引いた。ちなみに、配当準備金は1927年と28年が260万円、29年は130万円で、30年以降は計上されていない(三十四銀行『営業報告書』各期)。

²⁸ より正確には、ROAは1927年から29年にかけて、1.8%から1.5%へと若干低下した。

²⁹ 尼崎共立銀行は1928年6月の臨時株主総会で、山口吉郎兵衛を頭取、佐々木駒之助を取締役に専任するなど山口銀行から役員を受け入れていた(「山口銀行の尼崎共立銀行提携」『大阪銀行通信録』371号、1928年7月)。

³⁰ このうち、八坂のみが佐賀県の銀行で、残りはすべて大阪の銀行であり、また、買収形態は藤田と加島が営業一部譲渡、それ以外は営業譲渡であった。

³¹ 呉商工銀行は1927年7月の株主総会で佐々木成二頭取以下全役員が退陣し、代わって鴻池銀行が鴻池萬蔵を頭取、川瀬祐臣を支配人に就任し実質的に経営権を掌握していた(「鴻池銀行の呉商工銀行買収」『大阪銀行通信録』360号、1927年8月)。

³² 1930年以降の同行の『営業報告書』には、「慎重行務ニ当リ鋭意資金ノ運用ヲ計リタルモ財界ノ不況深刻ナリシガ為メ予期ノ成績ヲ挙グルコトヲ得ザリシ」といった記述が、不振の理由を「金利ノ低下著シキ為メ」などに変えながら繰り返し登場する(株式会社鴻池銀行『営業報告書』各期)。

³³ 勝田貞次[1938]『日本コンツェルン全書(X) 川崎・鴻池コンツェルン読本』春秋社、111-112頁。

³⁴ 鴻池については、住友との差はとくに拡大していない(表1)。宮本又郎・廣山謙介[1980]は、金融恐慌以降における市場占有率の上昇から、鴻池銀行は「永らく大阪市中で「信用の高い銀行」という評価を得ていた」と述べている。ただし、この点を強調するだけでは、鴻池銀行が合同に積極的であったことを説明できない。実際、この研究では3行合同にはまったく触れていないのである(宮本又次・廣山謙介[1980]「明治後期～昭和初期鴻池における多角化挫折と專業志向」『経営史学』第15巻第1号)。

³⁵ 三十四銀行「議案 第三号」『三行合同関係文書 その5』作成日不明。

³⁶ ①と②は、三和銀行行史編纂室[1974]『三和銀行の歴史』株式会社三和銀行、③は三島康雄[1984]『日本財閥経営史 阪神財閥—野村・山口・川崎』日本経済新聞社、239-256頁、④の野村銀行の脱退理由やその経緯に関しては、村上順二編[1951]『野村徳庵 本伝 下巻』野村徳庵翁伝記編纂会、233-241頁に比較的詳しい記述がある。

³⁷ 書簡「第1回創立準備委員会の報告」(下山元一から中根理事宛)『三行合同関係文書 その2』1933年1月18日。

³⁸ この点に関して、日銀理事・中根貞彦はのちに、岩井関係の「大口貸出がいつか世間の注目を惹き、ちらちら市中の噂にも上る程になった。(中略)日銀としても、人心不安の際ではあり、どんなはずみで、こんな噂話から火が出て、何時また昭和二年の二の舞を仕出かさないと限らんと、不安の裡に深甚の注意を怠らなかったのであります」と回顧している(岩井産業株式会社[1964]『岩井百年史』岩井産業株式会社、314、327-328頁)。

³⁹ 下山は、三十四については、電鉄電力会社に対する合計3100余万円の貸出、鴻池については、「額ハ比較的大ナラザル」としながらも、高島屋(163万余円)や寿屋関係(125万余円)などに対する貸付が問題になると考えていた(「書簡」(下山元一から中根理事宛)1933年4月21日『三行合同関係文書 その3』)。そして、本文で述べるとおり、実際にこれらの企業向け融資に疑問が出されるのである。

⁴⁰ 引継価額については、「個々ノ貸出額ノ内一定額ヲ引継額トシ若シ回収額ガ之ヲ超過スルトキハ其超過額部分ヲ整理会社ニ交付ス」などの案が提示された(書簡「第5回準備委員会報告」(下山氏から中根理事宛)『三行合同関係文書 その2』1933年3月30日)。

⁴¹ この資料は作成主体が不明であるが、おそらくは日銀大阪支店と推測される。以下、表5(山口)、表7(鴻池)も同様である。また、三十四銀行については、不良債権額に関する記載がないため、担保不足額(融資額－担保額)を推計値として用いる。なお、表4の田口重三に対する融資額が30万円(50万円以下)となっている理由は不明である。

⁴² 具体的な融資先と貸出額については、書簡(山口銀行より下山元一宛)『三行合同関係文書 その3』1933年6月7日。

⁴³ 貸出先は高宮商店、高宮伊太郎、塚本惣助、木原商店である。

⁴⁴ 具体的な融資先と貸出額については、書簡(佐野政清(三十四銀行)より下山元一宛)『三行合同関係文書 その3』1933年6月2日。

⁴⁵ 宇田川勝[1984]『日本財閥経営史 新興財閥』日本経済新聞社、32-33頁。

⁴⁶ 書簡(山口銀行より下山元一宛)『三行合同関係文書 その3』1933年6月7日。

⁴⁷ 書簡(佐野政清(三十四銀行)より下山元一宛)『三行合同関係文書 その3』1933年6月2日。

⁴⁸ 書簡(下山元一より3行合同担当取締役宛)『三行合同関係文書 その3』1933年5月31日。

⁴⁹ たとえば、三十四銀行の「留保」の金額は「一部補償」のそれと一致しており、後者の件数が16件であったと推測できる。なお、この資料には、個別案件ごとの保証額(表7の(b)欄のみ)も記載されているが、紙幅の都合上省略した(1933年8月31日付の「表」『三行合同関係文書 その4』)。

- ⁵⁰ この数値は何度か修正を施されているが、表には最初の原案と最終案と考えられるものだけを掲げておいた。
- ⁵¹ 書簡「第1回創立準備委員会の報告」(下山元一から中根理事宛)『三行合同関係文書 その2』1933年1月18日。
- ⁵² 1933年7月末時点の負担額の平均値は、三十四銀行333万円、山口銀行261万円、鴻池銀行101万円であった(「有價証券評價差益ニ関スル件」『三行合同関係文書 その5』日付不明、「合併要綱」『三行合同関係文書 その6』1933年11月6日)。
- ⁵³ 書簡(下山元一より銀大阪支店長代理より鴻池銀行鴻池善右衛門会長宛)『三行合同関係文書 その5』1933年8月28日。
- ⁵⁴ 三和銀行史刊行委員会[1953]『三和銀行史』、42-43頁。
- ⁵⁵ 三十四銀行は、帳簿価額で1990万円に達した余剰資産を、993万円へと大幅に切り下げた上で、三融証券に信託譲渡した(表10)。
- ⁵⁶ さらに、「入山株式会社ニ於テ補填ニ充當スヘキ財産ノ有無ニ拘ラス同社ノ補填スヘキ額及補填不能額ハ金式百萬円也ヲ限度トシテ何時ニテモ貴行(三和銀行=引用者)ヨリ御請求次第之ヲ補填可仕候。信託契約ノ解除、失効其他ノ事由ニ因ル入山株式会社ノ補填義務カ消滅又ハ不成立ニ歸シタル場合ニハ當社(山口合資=引用者)ニ於テ独立シテ前項金額ヲ限度トシテ補填」するとの記述がなされる(「山口合資會社補償書寫」『三行合同関係文書 その6』1933年12月11日)。
- ⁵⁷ 「山口合資會社保証書寫」『三行合同関係文書 その6』1933年12月11日。
- ⁵⁸ 鴻池銀行の関係銀行である加州銀行については「他行ノ関係銀行ニ比シ著シク趣ヲ異ニスル所」があるとされた(「鴻池銀行資産不足補填案立案趣旨」『三行合同関係文書 その3』1933年5月15日)。
- ⁵⁹ 「鴻池銀行資産不足補填案要綱」『三行合同関係文書 その3』1933年5月15日)。
- ⁶⁰ 「鴻池銀行資産不足補填案要綱」『三行合同関係文書 その3』1933年5月15日)。
- ⁶¹ 「鴻池銀行資産不足補填案立案趣旨」『三行合同関係文書 その3』1933年5月15日)。
- ⁶² たとえば、換価する資産(大阪貯蓄銀行や鴻池信託の株式、不動産)のほか、残額については「鴻池家経費節約其他ニ依リ生ズベキ収支剰余金」で支払うことが求められた(「鴻池銀行資産不足補填案要綱」『三行合同関係文書 その3』1933年5月15日)。
- ⁶³ 「鴻池合名會社補償書寫」『三行合同関係文書 その6』1933年12月11日)。
- ⁶⁴ 具体的な銘柄は、日本生命、阪神急行電鉄、日本窒素肥料、同新株および共同火災保険であった。なお、時価の換算にあたっては、34年年1月9日付『大商日報』の株価が用いられている(表「山口合資提供担保物件」『三行合同関係文書 その5』日付不明)。
- ⁶⁵ 表「鴻池合名提供担保物件」『三行合同関係文書 その5』日付不明)。
- ⁶⁶ 書簡(下山元一より鴻池銀行・鴻池善右衛門会長宛)『三行合同関係文書 その5』1933年8月28日)。
- ⁶⁷ たとえば、佐賀県では、唐津銀行が1924年に神崎実業銀行・栄銀行との合併仮契約を締結するに当たって、「不良債権に関する相手行の説明を鵜呑みにして独自の調査を行わず「合併ニ焦燥シ其遣口ニ寧ロ大胆無謀」と日銀門司支店に評価されていた」とされる(神山恒雄[2001]「佐賀県の銀行合同」)。
- ⁶⁸ 三和銀行史刊行委員会[1953]『三和銀行史』、40-41頁)。
- ⁶⁹ たとえば、『ダイヤモンド』誌は、「住友には及ばないとしても、三十四は山口を、山口はまた三十四を互いに凌駕せんとして、随分、猛烈な競争を演じた」、「競争の相手方として、三十四と山口は云はば犬と猿の間柄だったのである。それが仲よく合同するに至ったとは、まるで夢のやうな話である」と報じている(「大阪三銀行の合同とこれに続くもの」『ダイヤモンド』1933年9月1日号)。
- ⁷⁰ 「達号外(菊池恭三)」『三行合同関係文書 その5』1933年9月12日)。
- ⁷¹ 持株会社以外では、山口銀行は山口謙四郎監査役が3.0%、関係会社の関西信託が1.0%

を保有、鴻池銀行は鴻池新十郎取締役が9.8%、鴻池善右衛門社長が0.8%を保有する大株主であった。なお、山口銀行は株主名簿がないため、31年12月期の上位12位までの数値が記載された、大阪屋商店調査部『株式年鑑』1932年度版を利用した。鴻池銀行については、このほかにも、鴻池松之助、福雄、幸武、幸久、幸清、正通、正敏がそれぞれ50株を保有している(株式会社鴻池銀行『営業報告書』1932年12月期)。

⁷² 七十七銀行の不良資産処理のケースでは、株主と経営者の利害対立が顕在化した。具体的には、大株主の反対によって減資という手法が使えず、結局、重役提供金と頭取個人による債権補償で補填されたのである(岩間剛城[2002]「新立七十七銀行の成立」)。合同ではないが、利害関係者の対立が事態の進展を遅らせる可能性を示唆する事例と言えよう。

⁷³ たとえば、1920年代中頃の佐賀県において、十七銀行は、休業直後の神埼実業銀行と古賀銀行との救済合併・買収交渉に際し、「2行とも欠損見込額に対し重役が提供できる私財が過小であることを理由に拒否した」という(神山恒雄[2001]「佐賀県の銀行合同」)。

⁷⁴ ここで掲げた比率は、貸借対照表は簿価、提供担保は時価で換算されているから参考程度の意味しかない(「山口合資貸借対照表:1933年7月31日」『三行合同関係文書 その6』)。

⁷⁵ 宮本又次・廣山謙介[1980]「明治後期～昭和初期鴻池における多角化挫折と專業志向」『経営史学』第15巻第1号、65頁(第3表)。

⁷⁶ 三島康雄[1984]『日本財閥経営史 阪神財閥一野村・山口・川崎』日本経済新聞社、249頁。

⁷⁷ 銀行の財務面での健全性を詳しく検証するためには、自己資本から不良債権額を差し引いた額に有価証券の評価差額を算入した、実質自己資本比率を用いるのが望ましいが、資料上の制約によりデータの入手が困難である。

表 1) 大阪府における三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行の位置づけ

1926年	払込資本金				預金				諸貸出金				利益率		預貸率	
	千円	(a)	(b)	(c)	千円	(a)	(b)	(c)	千円	(a)	(b)	(c)	%	(b)	%	(b)
三十四銀行	39,700	19.2	2	79.4	290,372	17.2	2	68.2	243,806	14.4	3	73.9	27.3	13	84.0	21
山口銀行	27,500	13.3	3	55.0	242,559	14.4	3	57.0	174,980	10.3	4	53.0	21.1	21	72.1	9
鴻池銀行	10,000	4.8	6	20.0	112,949	6.7	6	26.5	77,222	4.6	9	23.4	19.2	24	68.4	7
住友銀行	50,000	24.1	1	100.0	425,911	25.3	1	100.0	329,900	19.5	1	100.0	21.9	20	77.5	11
上位5行集中度	153,575	74.2			1,278,276	75.9			1,200,295	70.9						
上位10行集中度	191,075	92.3			1,617,469	96.0			1,615,260	95.5						
サンプル		37				37				37				36		37
1932年	千円	(a)	(b)	(c)	千円	(a)	(b)	(c)	千円	(a)	(b)	(c)	%	(b)	%	(b)
三十四銀行	39,700	21.9	2	79.4	405,439	21.7	2	55.7	280,296	19.7	2	59.6	19.9	5	69.1	12
山口銀行	27,500	15.1	3	55.0	359,373	19.2	3	49.4	222,930	15.6	3	47.4	18.1	8	61.8	10
鴻池銀行	10,000	5.5	5	20.0	165,814	8.9	4	22.8	100,175	7.0	5	21.3	18.8	7	60.4	7
住友銀行	50,000	27.5	1	100.0	727,739	38.9	1	100.0	470,423	33.0	1	100.0	22.6	3	64.6	11
上位5行集中度	144,700	79.7			1,807,644	96.7			1,196,589	83.9						
上位10行集中度	174,388	96.0			1,850,662	99.0			1,409,069	98.8						
サンプル		23				21				22				17		20

資料) 大蔵省銀行局『銀行局年報』1926年版(第51次)、1932年版(第57次)、各行『営業報告書』。

- 注) 1. (a)欄は大阪府の普通銀行全体に占める構成比。
 2. (b)欄は大阪府の普通銀行を対象としたランキング。
 3. (c)欄は住友銀行の数値に対する割合。
 4. 預貸率=((貸付+コールローン+割引手形等)/預金)×100で算出。
 5. サンプル数が指標によって異なるのは、データが採れない銀行があることによる。

表 2) 三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行の資産構成

三十四銀行 単位:千円、%

勘定科目	1927年		1929年		1932年	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総資産	437,371	100.0	513,463	100.0	507,821	100.0
有価証券	101,900	23.3	151,047	29.4	151,354	29.8
貸付	208,777	47.7	206,744	40.3	216,752	42.7
預金	335,919	76.8	406,282	79.1	405,439	79.8
株主資本	80,911	18.5	81,089	15.8	85,213	16.8
預貸率	76.9		65.9		69.1	

山口銀行

勘定科目	1927年		1929年		1932年	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総資産	377,783	100.0	474,769	100.0	449,366	100.0
有価証券	92,251	24.4	148,510	31.3	135,070	30.1
貸付	112,212	29.7	143,156	30.2	142,762	31.8
預金	281,378	74.5	381,015	80.3	362,319	80.6
株主資本	65,918	17.4	66,830	14.1	66,910	14.9
預貸率	66.1		57.1		61.8	

鴻池銀行

勘定科目	1927年		1929年		1932年	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
総資産	149,022	100.0	194,867	100.0	188,690	100.0
有価証券	44,653	30.0	67,194	34.5	60,959	32.3
貸付	67,703	45.4	74,939	38.5	70,777	37.5
預金	127,581	85.6	168,453	86.4	165,814	87.9
株主資本	15,394	10.3	15,645	8.0	14,087	7.5
預貸率	63.2		54.9		60.4	

資料) 各行『営業報告書』1927年12月期、1929年12月期、1932年12月期。

注) 1. 預貸率 = ((貸付 + コールローン + 割引手形等) / 預金) × 100 で算出。

2. 構成比は、総資産に対する比率。

表 3) 三十四銀行、山口銀行および鴻池銀行のパフォーマンス

三十四銀行

単位:千円、%

年次	総収入	貸付利息	有価証券利息	総支出	当期利益金	ROA	払込資本金利
1927年	31,467	8,963	5,478	23,742	7,725	1.8	19.5
1928年	35,442	14,583	6,759	27,683	7,759	1.6	19.5
1929年	36,441	13,615	7,940	28,646	7,795	1.5	19.6
1930年	36,228	14,004	8,155	28,509	7,719	1.5	19.4
1931年	36,449	14,006	8,260	28,771	7,679	1.5	19.3
1932年	34,444	13,514	7,613	26,530	7,914	1.6	19.9

山口銀行

年次	総収入	貸付利息	有価証券利息	総支出	当期利益金	ROA	払込資本金利
1927年	28,491	9,731	4,614	22,831	5,661	1.5	20.6
1928年	32,288	9,394	6,315	26,487	5,801	1.3	21.1
1929年	35,126	9,772	7,914	29,477	5,649	1.2	20.5
1930年	33,302	10,022	7,484	27,867	5,435	1.2	19.8
1931年	32,005	9,124	7,168	26,967	5,038	1.2	18.3
1932年	29,852	9,078	6,507	24,861	4,991	1.1	18.1

鴻池銀行

年次	総収入	貸付利息	有価証券利息	総支出	当期利益金	ROA	払込資本金利
1927年	16,313	5,132	2,117	14,469	1,845	1.2	18.4
1928年	12,947	4,546	2,981	11,244	1,703	1.0	17.0
1929年	13,318	4,697	3,425	12,038	1,280	0.7	12.8
1930年	12,358	4,624	3,371	11,510	848	0.4	8.5
1931年	15,151	4,410	3,295	14,008	1,143	0.6	11.4
1932年	13,652	4,568	3,249	11,773	1,879	1.0	18.8

資料) 各行『営業報告書』各期版。

注) 三十四銀行の総収入は配当準備金戻入を差し引いた数値。

表 4) 三十四銀行の大口貸出とその担保

単位:千円

貸出			担保		
貸出先	貸出形態	金額	物件	金額	差額
大阪鉄工所	手貸	2,000	日本産業株外一	1,603	-397
富士洋紙店	手貸	550	富士製紙株外一、預金、不動産	621	71
野田同族会	手貸	700	日本麦酒外九、不動産	679	-21
上田株式	手貸	3,377	阪神銀行外二十、農工債券、不動産	2,370	-1,007
田代重三	手貸	300	(信用)		
竹原証券	手貸	3,700	四分利公債外九、勸業銀行株外四十	4,730	
竹原保全	手貸	2,450	二、預金、不動産		
小計		6,150	岸和田紡外十三、日本絹織外一	1,727	
大日本証券	手貸	1,010	小計	6,457	307
大阪アルカリ	証貸	1,628	日本産業外四	529	-481
四井鹿之助	証貸・手貸	1,025	不動産	2,149	521
日之出商会	手貸	979	不動産	1,240	215
精養軒	証貸・手貸・ 当座貸越	1,780	満鉄外二十四、不動産	800	-179
勝田銀次郎	手貸	741	不動産、預金、(信用)	1,675	-105
山久商店	手貸・共貸	481	日本郵船外二、(信用)	183	-558
宮本利右衛門	手貸	1,070	日本銀行外二十三、不動産、(信用)	389	-252
日本揮発油	手貸	753	特別口物外二、不動産、日本銀行、 (信用)	1,023	-47
小計		753	大阪瓦斯外十三	756	
川崎車輛	証貸	1,088	不動産	345	
高知鉄道	証貸	1,350	小計	1,101	348
静藤悦郎	手貸	632	工場財団	1,088	0
合計		25,677	鉄道財団	1,350	0
50万円以下の貸出		124,435	三越外九、不動産	428	-204
総計		150,112	÷2=	12,838	-12,839
			6.3% * 1	7,839	
			総計	20,677	

資料)「表」(作成日不明)『三行合同関係文書 その1』より作成。

注) 1. 6.3%は鴻池の不良債権存在割合である。

2. 「手貸」は手形貸付、「証貸」は証書貸付、「商手」は商業手形、「当貸」は当座貸越を意味する。

3. 30万円の田代重三が含まれる理由は不明。

4. 資料には、貸付形態別の金額、担保物権ごとの金額があるが、表には合計値を記した。

表 5) 山口銀行の大口貸出とその担保

単位:千円

貸出			担保		差額
貸出先	貸付形態	金額	物件	金額	
岩崎商業	証貸・手貸・商手	622	株式・保証、不動産、保証		
北大阪土地	手貸	500	株式一部信用		
川崎車輛	証貸	1,088	工場財団		
田宮卯一	証貸・手貸・当貸・商手	987	不動産、株式一部信用、預金、保証		
鴨緑江製紙	手貸・当貸・商手	1,202	保証、預金一部信用		
安治川鉄工所	手貸	840	保証		
岩井商店関係	手貸	4,195	株式、不動産、株式一部信用		
合計		9,434	÷2	4,717	-4,717
50万円以下の貸出		129,401	6.3% *1	8,202	
総計		138,835	総計	12,919	

資料)「表」(作成日不明)『三行合同関係文書 その1』より作成。

注)1. 6.3%は鴻池の不良債権存在割合である。

2. 「手貸」は手形貸付、「証貸」は証書貸付、「商手」は商業手形、「当貸」は当座貸越を意味する。

3. 岩井商店関係は、岩井又一郎、尾上梅太郎、岩井雄二郎および下田伊三郎の4名である。

表 6) 相互査定に基づく疑問ある貸出、引継とその条件

[A]山口銀行による査定			[B]三十四銀行による査定		
三十四銀行分	件数	金額(千円)	山口銀行分	件数	金額(千円)
貸出先(a)	2	2,968	貸出先(g)	5	4,522
貸出先(b)	10	6,978	貸出先(h)	1	250
貸出先(c)	16	13,193	貸出先(i)	2	1,161
貸出先(d)	3	9,724	貸出先(j)	2	630
貸出先(e)	4	1,094	貸出先(k)	1	338
貸出先(f)	6	4,845	貸出先(l)	1	840
合計	41	38,802	合計	12	7,741
鴻池銀行分	件数	金額(千円)	鴻池銀行分	件数	金額(千円)
貸出先(a-2)*1	2	995	貸出先(i)	1	475
貸出先(b-2)	5	4,403	貸出先(k)	1	410
			貸出先(m)	1	650
			貸出先(n)	1	345
			貸出先(o)	1	349
合計	7	5,398	合計	5	2,229

資料) 書簡(下山元一より3行合同担当取締役宛)『三行合同関係文書 その3』1933年5月31日より作成。

- 注) 1. [A]は山口銀行作成による他行の疑義ある貸出。
 2. [B]は三十四銀行作成による山口銀行と鴻池銀行の貸出引継とその条件。
 3. 貸出先(a)は「第二次保証ナキ故持出御容赦有之度」貸出。
 4. 貸出先(b)は「相当減額ノ上持出有之度」貸出。
 5. 貸出先(c)は「疑義ヲ有シ不足ノ認められる貸出」。
 6. 貸出先(d)は「回収方法ヲ御指示有之度」貸出。
 7. 貸出先(e)は「事業資金ニ付テハ工業資金ト普通資金トノ関係不明ニ付各口ニ付従来ノ回収方法並ニ今後ノ処理御指示有之度」貸出。
 8. 貸出先(f)は「台湾関係貸出ニ付テハ予メ諸契約ヲ承知致度」貸出。
 9. 貸出先(a-2)は「疑義ノ貸出ト存知」という貸出。
 10. 貸出先(b-2)は「鴻池合名ニテ御保証ハ左記ノモト承知シテヨロシキヤ」という貸出。
 11. *1:このうち1件(65万円)については、「回収方法御指示有之度」という但書きがある。
 12. 貸出先(g)は減額、貸出先(i)は担保の充実、貸出先(j)は不動産登記実行、貸出先(k)は貸越ないし金額を定預の範囲内に縮小、貸出先(m)年賦償還方法の計画の立案、貸出先(n)は金額の縮小、貸出先(o)は信用貸分の回収・担保取入をそれぞれ引継条件としている。
 11. 貸出先(h)は「不可」、貸出先(l)は「大体同意、但シ条件説明」を希望している。

表 7) 鴻池銀行の大口貸出とその担保

単位:千円

貸出			担保			監査役査定回収見込		
貸出先	貸付形態	金額	物件	金額	担保不足	困難	不能	計
山中津一郎	手貸	1,033	株式	614	419	396		396
久原房之助	手貸	4,408	山林・日産汽船株三万株	63	4,345	4,344		4,344
増田B.B.	手貸	580	内入金	198	382		290	290
川崎造船	手貸	500	なし		500	500		500
寺田合資	手貸	704	株式、不動産	398	304	418		418
小計		7,225	÷2	3,612	5,950	5,658	290	5,948
50万円以下		3,524	全額	3,524		1,306	1,385	2,691
合計		10,732	合計	7,136		6,964	1,675	8,640

「大口貸出ニ於テ次ノ如キ固定貸ト認メラルモノアルモ欠損ヲ見込マザリキ」という貸出

貸出			担保		差額
貸出先	貸付形態	金額	物件	金額	差額
寿屋(サントリーウイスキー)	手貸、当貸、商手	730	株式、預金	488	
鳥井合名(同上)	手貸	547	株式	250	
小計		1,277		738	-539
株式会社藤沢友吉商店(樟脳)	手貸、当貸、商手	1,227	不動産、証券	785	
藤沢友吉(同上)	手形貸付	750	不動産、証券	902	
小計		1,977		1,687	-290
天野合名	手形貸付	1,990	証券・預金・不動産	1,725	-265
其他系価安定補償法による貸出		999			-999
合計		6,243	合計	4,150	-2,093

資料)「表」(作成日不明)『三行合同関係文書 その1』より作成。

表 8) 大口貸出、問題債権および保証状況

単位: 件、千円

保証状況	三十四銀行		山口銀行		鴻池銀行		合計
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	金額
(a)	18	18,560	12	7,741	3	1,405	27,706
(b)	20	16,512	15	15,953	6	4,069	36,534
保留	16	13,405	10	5,306	4	2,250	20,961
補償	4	3,107	2	8,647	1	999	12,753
合名・合資保証			3	2,000	1	820	2,820
(c)		16,512		15,953		4,069	36,534
全額補償		3,107		5,306		999	9,412
一部補償		13,405		8,647		2,250	24,302
特別保証				2,000		820	2,820

資料) 書簡(下山元一より三行合同担当取締役宛)『三行合同関係文書 その3』1933年5月31日、1933年8月31日付「表」『三行合同関係文書 その4』、より作成。

注) 1. (a)は、1933年5月31日の「協議会ニ於テ疑点アリト認メラレタル貸出(但特別保証ニ付協議アリタル分ヲ除ク)」という文に続く表に記載の数値。

2. (b)は、1933年8月13日付の表「二十万以上ノ大口貸出ニシテ将来補償責任アルモノ」に記載の数値。

3. (c)は、1933年8月13日付の表「二十万以上ノ大口貸出ニシテ全額補償又ハ一部補償ヲ要スル額」に記載の数値。

4. 「合名・合資保証」欄は、山口銀行については山口合資保証、鴻池銀行については鴻池合名保証を意味する。

5. (b)と(c)について、鴻池合名は他に引継資産不足分320万円と所有不動産買取分330万円の特別保証がある。

表 9) 資金の社外流入状況

単位:千円

科目	三十四銀行		山口銀行		鴻池銀行		合計	
	原案	最終案	原案	最終案	原案	最終案	原案	最終案
資金流入計	39,594	39,594	23,376	23,626	11,259	11,399	74,229	74,619
積立金、繰越金等	32,158	32,158	16,167	16,167	4,159	4,159	52,484	52,484
有価証券値上り益	7,000	7,000	7,000	7,250	2,100	2,240	16,100	16,490
営業用不動産評価益	436	436	209	209	0	0	645	645
減資益					5,000	5,000	5,000	5,000
資金流出計	33,940	38,164	21,675	27,582	14,700	15,602	70,315	81,348
不良ト認ムル資産	18,000	18,000	11,000	14,000	11,000	11,750	40,000	43,750
(内所有不動産分)	2,400	2,400	730	730	1,000	1,000	4,100	4,130
有価証券評価益持寄	4,100	3,331	3,300	2,612	1,300	1,012	8,700	6,955
積立金持寄	5,955	11,910	4,125	8,250	750	1,500	10,830	21,660
役員並ニ行員慰労金	3,300	2,800	1,475	1,285	1,300	1,300	6,075	5,385
その他	600	932	400	610	200	40	1,200	1,582
株主交付金	1,985	1,191	1,375	825	150	0	3,510	2,016
差引過不足	5,654	1,430	1,701	-3,956	-3,441	-4,203	3,914	-6,729
保証			3,000	4,000	7,400	7,400		
保証主体			山口合資	山口合資	鴻池合名	鴻池合名		

資料)「表」(日付不明)『三行合同関係文書 その4』、「合併要綱」『三行合同関係文書 その6』1933年11月6日、より作成。

注) 1. 最終案は、『三行合同関係文書 その6』に入っていたことを根拠としている。

2. その他には、営業用不動産取得登録税、新銀行設立登録税、清算所得税等が含まれる。

表 10) 勘定科目別不良見込資産

勘定科目	三十四銀行			山口銀行			鴻池銀行		
	金額 千円	内不良見込額 千円	%	金額 千円	内不良見込額 千円	%	金額 千円	内不良見込額 千円	%
割引手形	36,459	1,200	3.3	61,065	2,000	3.3	25,265	550	2.2
貸付金	214,897	14,300	6.7	141,432	11,120	7.9	72,860	10,140	13.9
所有不動産	7,258	2,400	33.1	2,183	730	33.4	2,366	1,000	42.3
営業用什器	183	100	54.6	263	150	57.0	109	60	55.0
計	258,797	18,000		204,943	14,000		100,600	11,750	

資料)「三十四銀行不良見込資産勘定内訳表」「山口銀行不良見込資産勘定内訳表」「鴻池銀行不良見込資産勘定内訳表」
『三行合同関係文書 その6』日付不明、より作成。

表 11) 整理会社に信託譲渡する資産予定額

単位:千円

勘定科目	三十四銀行		山口銀行			鴻池銀行	
	帳簿価 格	評価額	非引継 資産	償却予 定額	信託す べき余剰 資産予	金額	欠損見 込額
証書貸付	3,440	1,701	1,636	539	1,097	565	546
手形貸付	8,080	4,115	4,759	2,223	2,536	7,974	5,974
当座貸越	149	0	411	392	19	185	35
外国為替 荷為替手形			52	20	33		
割引手形			19	19	0		
商業手形 為替金			1,055	885	170	550	549
預け金						3	2
有価証券						10	5
有価証券						710	510
小計	11,669	5,816	7,933	4,078	3,855	9,997	7,232
所有不動産	8,229	4,109	2,199	1,199	1,000		
合計	19,898	9,925	10,133	5,277	4,855	9,997	7,232

資料「表」(作成日不明)『三行合同関係文書 その5』より作成。

注)1. 三十四銀行は「三融証券株式会社に信託譲渡すべき資産の予定額」、山口銀行は信託すべき余剰資産予定額、鴻池銀行は余剰資産見積額を示す。

2. 鴻池銀行の欠損見込額は、資料では桁が3つ少ないが(たとえば、合計は7232円)、引継資産の不良債権の割合から判断し桁を3つ増やしている。

3. 鴻池銀行の有価証券の額面は30万3000円である。また、合計値は合わないが、資料に記載されている数値を載せた。

表 12) 1933年時点における三和銀行と旧3行の主要勘定の比較

	旧3行合計(6月末)		三和銀行(12月末)		差額	増減率
	千円	%	千円	%		
資産	1,200,227	100.0	1,203,517	100.0	3,290	0.3
現金預け金勘定	81,998	6.8	113,282	9.4	31,285	38.2
コールローン	56,549	4.7	113,950	9.5	57,401	101.5
有価証券勘定	379,102	31.6	367,987	30.6	-11,115	-2.9
割引手形勘定	124,209	10.3	133,805	11.1	9,596	7.7
貸付金勘定	467,350	38.9	385,797	32.1	-81,552	-17.4
動産不動産勘定	35,006	2.9	25,557	2.1	-9,448	-27.0
株主勘定	35,000	2.9	35,000	2.9	0	0.0
負債	1,022,585	85.2	1,071,983	89.1	49,399	4.8
預金勘定	993,664	82.8	1,025,040	85.2	31,376	3.2
株主勘定	167,611	14.0	129,291	10.7	-38,320	-22.9
資本金	112,200	9.3	107,200	8.9	-5,000	-4.5
法定準備金	31,050	2.6	21,660	1.8	-9,390	-30.2
別途積立金等	16,848	1.4			-16,848	-100.0
当期利益金	7,513	0.6	431	0.0	-7,082	-94.3

資料) 各行『営業報告書』1933年6月期、12月期。

- 注) 1. 旧3行合計値は1933年6月期、三和銀行は1933年12月期の数値。
 2. 三和銀行の当期利益金は1933年12月9日から12月31日までにしたげた数値。